

平成23年 8月11日

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 殿

国立大学法人徳島大学長  
香川 征

「労働組合費のチェックオフ導入の要望」について（回答）

本学における給与控除は、所得税や住民税等、法律により認められているもののほか、「大学全体にまたがる共通の事項」（共済組合貸付返済金、職員宿舍使用料など9項目）について、労使協定を締結して給与控除を行っています。

また、部局の所属職員を対象とした淡交会をはじめとする互助会組織等の会費については、対象が部局に限定され「大学全体にまたがる共通の事項」に合致しないことから、従前は給与控除の対象とはしていませんでしたが、対象が当該部局の所属職員の大部分を占めており、また、活動内容が部局所属職員の福利厚生を目的としていることから、職場環境の向上に繋がっていることも考慮し、互助会組織等の会費の給与控除実施に向けて、労使協定の改定など、準備を進めているところです。

しかしながら、今回、ご要望のありました労働組合費のチェックオフについては、給与控除の対象は組合員のみであり「大学全体にまたがる共通の事項」とは言えないことから、給与控除の対象とはいたしかねますので、ご了承願います。